

君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱

（趣旨）

第1条 本市に立地する産業廃棄物最終処分場に起因する様々な行政需要を踏まえ、その必要な財源を確保するとともに、既設処分場の更なる増設及び新たな事業者による新設を抑制するための新たな環境施策としての法定外税条例の制度設計を行うにあたり、広く有識者から意見聴取を行うため、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催することについて、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 有識者会議は、産業廃棄物最終処分場の立地に対する新たな環境施策としての税制の制度設計に関することを所掌する。

（組織）

第3条 有識者会議は、学識経験者等のうちから市長が別に定める者の出席をもって開催する。

2 有識者会議に会長を置く。

3 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 有識者会議は、必要に応じて市長が招集し、会長がその議長となる。

2 市長は、必要があると認めるときは、有識者会議の一部を非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第5条 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（報償等）

第6条 委員の報償金（会議出席のための旅行に要した費用を含む）は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）別表に規定する環境審議会会長及び環境審議会委員の報酬の額及び旅費の額に準じて支払う

ものとする。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、経済環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月6日から施行する。